第８章
日本

戦略地平の拡大

《第８章執筆者》
佐竹　知彦

近年における日本の安全保障政策の１つの特徴として、伝統的な日米同盟関係に加え、韓国やオーストラリア、インド、そして東南アジア諸国連合（ASEAN）といったアジア太平洋諸国・機関との安全保障関係の強化が挙げられる。特に「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・擁護」（「国家安全保障戦略について」）を日本の国益の１つとしてとらえる安倍晋三政権は、西太平洋から東南アジア、インド洋を越えてアフリカにまでまたがる地域への安全保障上の関与を強化しており、それまで北東アジアやアジア太平洋を中心としていた関与の地理的範囲を、「インド太平洋」と呼ばれる地域にまで拡大する姿勢を示している。

こうした日本の戦略地平の拡大の背景要因として指摘できるのが、アジア太平洋地域におけるパワー・シフトの進行である。特に中国やインドといった新興国の台頭により、日本は一方で経済的な恩恵を受けつつも、他方で航行および上空飛行の自由をはじめとした国際的なルールや規範の侵害と拘束力の低下といった挑戦も突き付けられている。地域で唯一の超大国である米国は、依然として強大な軍事プレゼンスを維持しつつも、軍事費の強制削減や中東および欧州情勢の悪化などを受け、地域秩序の安定化に向けた同盟国や地域諸国のさらなる役割の拡大を求めている。こうした中、日本は同盟国である米国や、価値観や利害を共有する地域のパートナー諸国とともに、法の支配に基づく自由で開放的な地域秩序の維持・強化に向けた動きを強めている。

安全保障面における日本のインド太平洋諸国へのアプローチには、自衛隊による演習への参加、各国への寄港や訪問などを通じた、「海洋アジア」におけるプレゼンスとパートナーシップの強化、各種能力構築支援事業などを通じたパートナー国の能力の強化、そして航行の自由や紛争の平和的解決といった規範や原則の共有という３つの側面がある。今後日本がこうした活動をさらに強化するためには、アジア太平洋諸国の対中認識や対米関係、国内政治などの多様性に配慮しつつ、関係省庁

の横断的な取り組みや人材の育成、各国との交流など、国内外の態勢を一層強化していくことが求められている。

1　拡大する戦略空間

（1）パワー・シフトと秩序の動揺

日本の戦略地平が拡大している根本的な要因として挙げられるのが、グローバルな力の配分の変化、すなわちパワー・シフトの進行である。特に中国は、過去 10 数年にわたり驚異的な経済成長を遂げてきた。ある指標によれば、2001 年の段階で中国の国内総生産（GDP）の世界全体に占める割合は 4% で、米国（32.1%）の 8 分の 1 に過ぎなかった。ところが、2014 年に同割合は 13.4% にまで上昇し、対照的に米国の GDP の世界全体に占める割合は 22.3% にまで低下した[1]。また GDP を購買力平価で見た場合、中国の経済規模は 2014 年に米国を抜き、すでに世界最大となっている[2]。中国の経済成長率は近年伸び悩んでいるものの、日本や欧米の先進国と比較して高い水準を維持している。

こうした高い経済成長率を背景に、中国は国防費を増やし続けてきた。2016 年 3 月、中国は 2016 年度の国防費が、対前年度当初予算比 7.6% 増の 9,543 億 5,400 万元（約 18 兆 1,327 億円）となることを発表した。これは日本の平成 28 年度防衛関係費（当初予算）（4 兆 8,607 億円）の約 3.7 倍の額であり[3]、オセアニアを含むアジア全体の軍事費の 4 割強にあたる。中国は莫大な国防予算を投入して戦力の近代化を進めており、特に核戦力や対艦弾道ミサイルおよび巡航ミサイルの能力の向上は著しい。さらに近年中国は、宇宙空間やサイバー戦および電子戦に関しても能力を向上させており、これらの軍事関連技術の新たな領域においても米国の優位に対する挑戦を続けている[4]。

また中国のみならず、インドも急速に経済を発展させてきた。2009 年度から 2014 年度におけるインドの経済成長率は平均 7.2% であり、2015 年度は中国を上回る 7.6% 成長を達成するなど、好調な経済を維持

している[5]。インドの2015年のGDPは世界7位となる約2兆74億ドルで、人口も約12億1,000万人（2011年時点）で中国に次ぐ第2位の地位を占め、2028年には世界第1位となる14億5,000万人にまで増加すると予想されている[6]。こうした経済成長を背景にインドは急速に軍事力の増強を進めており、各種弾道ミサイルの開発および配備を推進しているほか、海外からの装備調達や共同開発を推進することで、特に海軍力と空軍力の近代化に取り組んでいる。

さらに、中国やインドほどではないものの、ASEAN諸国も、2006年から2013年にかけて平均5.2%のGDP成長率を記録するなど、順調に経済を発展させてきた[7]。仮に現在の潜在成長率並みの成長が継続すれば、2020年代半ばにASEAN諸国全体の名目GDPの規模は、日本を追い越すことになるとの予測もある[8]。これらに加え、近年では豊富な天然資源と急速な経済成長および人口増を背景に、新たな成長センターとしてアフリカが注目を集めており、日本を含む各国からの投資額も急増している。

このように、グローバルなパワー・シフトの進行は、一方で日本に対する経済的な「機会」をもたらすと同時に、国際秩序の不安定化という安全保障面での「挑戦」も突き付けている。特に急速な経済成長や軍事力の拡張により自信を深めた中国は、東シナ海や南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更を進めており、こうした行動は日本の領土・領海・領空または排他的経済水域などを脅かす可能性があるだけでなく、海洋資源の開発利用など世界が共有すべき利益、そして法の支配や航行の自由そして紛争の平和的解決といった、戦後の国際秩序を支えてきた規範やルールを脅かしている。また中国のみならず、アジアでは好調な経済を背景に、ほとんどの国が軍事費の増大と海軍力を中心とした軍事力の増強を進めている。さらにナショナリズムの高まりや領土をめぐる争いなどが、実際の紛争へとエスカレートするリスクも高まっている。また、テロや自然災害、温暖化や疫病および国境を越えた犯罪などのいわゆる非伝統的安全保障問題も、依然として地域諸国の懸念事項

となっている。

こうした中、米国のバラク・オバマ政権はアジア太平洋地域へのリバランスあるいはピボットと呼ばれる同地域に戦略の重点を置く取り組みの下、政治、経済そして軍事面での包括的な関与を強化してきた。特に米国は、日米同盟や米韓同盟を通じて伝統的にプレゼンスを維持してきた北東アジア地域に加え、東南アジアやオセアニア、そしてインド洋においても、米軍部隊のローテーション配備や地域諸国との安全保障協力の強化を通じて、そのプレゼンスおよびパートナーシップを強化している。また米国は、インド太平洋地域に対する軍事的なコミットメントを一方的に強化するだけでなく、日本を含む同盟国やパートナー国の能力の強化や、これらの国同士の関係強化を促すことで、地域諸国がより自立的・自発的に問題に対処することを要請している。こうした傾向は、同盟国による公平な負担の分担を求めるドナルド・トランプ米新大統領が就任したことで、一層強まることが予想される。こうした中、日本もまた米国の同盟国として、その戦略的な関心を北東アジアから東南アジア、そしてインド洋へと拡大することにより、地域秩序の安定化に向けて安全保障上の役割を拡大していくことが求められているのである。

（2）安倍政権と「インド太平洋」重視路線

以上の観点から、安倍政権は新たな「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）の策定などを通じて日米同盟のさらなる深化と拡大を図るとともに、米国と共にその戦略的関心をインド太平洋地域にも拡大させている。そうした政策は、すでに第１次安倍政権（2006年９月～2007年８月）において一定程度輪郭を現していた。例えば2007年８月にインドの国会で行われた演説で、安倍首相は太平洋とインド洋が「1つのダイナミックな結合」をもたらすことによって、「拡大アジア」と呼ばれる地域が現れつつあることを指摘し、日本が進める「自由と繁栄の弧」構想の中で日印の戦略的グローバル・パートナーシップが「要」となること、またそれにより、「拡大アジア」が米国やオーストラリア

を巻き込み、太平洋全域にまで及ぶ広大なネットワークへと成長するとの見方を示していた[9]。実際、第1次安倍政権時には「安全保障協力に関する日豪共同宣言」が発表されたほか、日米豪にインドを加えた4カ国の非公式事務レベル会合も実施された。

第2次安倍政権においても、そうした政策は基本的に踏襲されている。例えば、首相就任直後に海外のウェブサイトに発表した論文において、安倍首相はアジアにおいて最も古い海洋民主主義国家である日本が、太平洋とインド洋における平和と安定や航行の自由などを維持する上でより大きな役割を果たすべきとし、そのためにオーストラリア、インド、日本、および米国ハワイを結ぶ「安全保障ダイアモンド」を形成し、これらの国々とインド洋地域から西太平洋に広がる海洋権益を共同で保護していくことなどを提案した。さらに同論文の中で安倍首相は、英国やフランスに対しても地域の安全保障により積極的に関与していくことを求めたほか、英国、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、およびシンガポールを含む5カ国防衛取決め（FPDA）と日本との防衛面における関係の強化も提案している[10]。

図 8-1 インド太平洋地域のイメージ

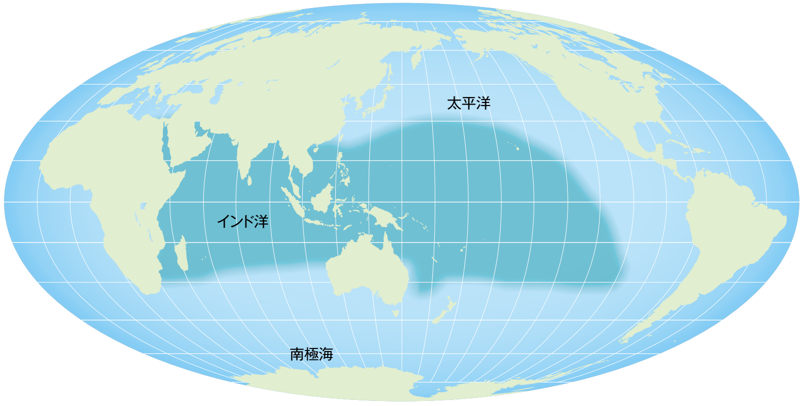

（出所）各種資料より執筆者作成。

同様の発想は、2013年の１月にインドネシアで発表される予定であった安倍首相の演説「開かれた、海の恵み――日本外交の新たな５原則――」においても見て取れる。同演説の中で、安倍首相は日本の国益が「万古不易・未来永劫、アジアの海を徹底してオープンなものとし、自由で、平和なものとするところ」にあり、また、「法の支配が貫徹する、世界・人類の公共財として、保ち続けるところ」にあるとした上で、米国が「インド洋から太平洋へかけ２つの海洋が交わるところ」に重心を移しつつある中で、「米国がもつ同盟・パートナー諸国と日本との結び合いは、わが国にとって、かつてない大切さを帯びる」との考えを示した。さらに安倍首相は、以上の観点からオーストラリアやインドといった「海洋アジア」との結びつきを強化するとともに、ASEANとの関係が、そうした戦略の「最も重要な基軸」であったとの考えを示した[11]。

より直近のものとして、2016年８月に開催された第６回アフリカ開発会議（TICAD）における安倍首相の基調演説が挙げられる。この演説において安倍首相は、日本が「太平洋とインド洋、アジアとアフリカの交わりを、力や威圧と無縁で、自由と、法の支配、市場経済を重んじる場として育て、豊かにする責任」を担っていくとした上で、「両大陸をつなぐ海を、平和な、ルールの支配する海とする」ために、日本がアフリカと共に働いていくというビジョンを示した[12]。「自由で開かれたインド・太平洋戦略」と名付けられたこの演説は、日本にとってのインド太平洋地域の概念が、アジア太平洋とインド洋のみならず、アフリカ大陸にまで及ぶことを示唆すると同時に、それらを一体のものとしてとらえることで、自由で開かれた国際秩序の維持のための日本の取り組みを一層強化していく方針を明らかにしたものであった。

もっとも、安倍首相が言うところの海洋アジア諸国との安全保障関係の強化そのものは、必ずしも安倍政権固有の特徴ではない。例えば、オーストラリアやインド、ASEAN諸国との「多層的な安全保障協力」を推進するという方針は、民主党政権（2009～2012年）時代の2010年12月に策定された防衛計画の大綱においても強調されていた[13]。実際、

民主党政権は、インドと初となる2国間の共同訓練を実施したほか、オーストラリアと物品役務相互提供協定（ACSA）や情報保護協定（ISA）を結ぶなど、これら諸国との安全保障協力を着実に強化させてきた。2011年11月には、日本とASEANが地域における政治および安全保障協力を強化していくことを定めた「共に繁栄する日本とASEANの戦略的パートナーシップの強化のための共同宣言」（「バリ宣言」）も採択されている[14]。

さらに遡れば、2000年8月には森喜朗首相が訪印し、インドとの間でグローバル・パートナーシップを樹立し、小泉純一郎政権下の2005年4月には両国間で同パートナーシップに戦略的方向性を付与することが合意された[15]。オーストラリアとの間でも、2002年5月に発表された「日豪の創造的パートナーシップ」や、翌年7月に採択された「国際テロリズムとの闘いに関する協力についての日豪共同声明」などを通じて、主として非伝統的安全保障分野における協力を着実に強化し、その結果2007年3月には「安全保障協力に関する日豪共同宣言」が発表された。さらにASEAN諸国との間でも、テロ対策や災害対処、海賊対処といった非伝統的安全保障の分野で、2000年代を通じ着実に防衛交流・協力の実績が積み重ねられてきた。

安倍政権の特徴として指摘できるのは、2000年代から漸進的に培われてきたこのような各国との安全保障分野での連携を、インド太平洋地域に拡大した戦略的関心に基づき、より強化・一体化させることで、海洋安全保障や法の支配の強化に向けた取り組みを強化している点である。言い換えると、安倍政権は各国・機関との連携を線としてではなく、面としてとらえることで、それらの有機的な連携の強化を図っているといえよう。防衛省・自衛隊による各国との防衛協力は、そうした戦略目標を達成する上での、ひとつの重要な手段として位置付けられている[16]。

いまひとつ重要な点は、日本の安全保障政策にとって北東アジアが引き続き重要な地位を占めているという点である。日本周辺での行動を活発化させる中国のみならず、北朝鮮は2016年1月および9月、それぞ

れ４度目と５度目になる核実験を行うなど挑発的行動を強めており、これら一連の行動は日本にとって深刻な脅威となっている。こうした事態に対応するため、日本はミサイル防衛（MD）などの分野で米国との連携を一層強化することを確認するとともに、2016年６月にはハワイ沖で日米韓３カ国による初めてのミサイル警戒演習も実施された。特に日本にとっての喫緊の脅威への対応という問題を考えた場合、北東アジアにおいて戦略的利益を共有する韓国との連携の強化は最優先で取り組むべき課題であり、MDだけでなく、朝鮮半島で起こり得るあらゆる事態を想定した協力を日米韓で進めていく必要がある。

やや逆説的ではあるが、このように北東アジアにおいて緊張が高まっていることも、日本として東南アジアやインド洋に関心を広げなければならない要因となっている。特に北東アジアでの紛争リスクの増加に伴い、中東からマラッカ海峡、南シナ海を通って東シナ海に至るシーレーンの存在は、全貿易量の99%以上を海上貿易に依存しているといわれる日本にとって、一層その戦略的重要性を高めている。これまで日本は自国より1,000海里を越えたシーレーン防衛の大部分を米軍に依存していたが、近年米国はこうした分野においても同盟国やパートナー国による協力に期待を示しており、日本としてある程度そうした役割を担っていくことは避けられない[17]。また、日本が南シナ海で法の支配と紛争の平和的解決に向けて米国をはじめとした地域諸国と連携していくことは、同様の問題が存在する東シナ海における平和と安定のためにも、重要な意味を持つであろう。

何よりも、北東アジアを含む日本の安全は、今後10年、20年先のインド太平洋地域全体の秩序の在り方によって、大きな影響を受けることになる。今後この地域が､「地政学の復権」により、各国の露骨なパワーゲームが展開されることになるのか、あるいはパワーだけでなく、法や制度に基づく立憲的秩序を強化することができるのかという問題は、特に物理的な力の行使に限界のある日本のような国家にとって、死活的に重要な意味を持ってくる。また日本が米国やパートナー諸国と共に地域

において相応の役割を果たすことは、日米同盟の強化を通じて、米国の地域に対する関与を強化することにもつながる。パワー・シフトが進む世界において、日本が戦略地平を拡大していくことは、いわば合理的かつ必然的な選択であるといえるであろう。

2 「インド太平洋」へのアプローチ

(1) 海洋におけるプレゼンスとパートナーシップの強化

安倍政権によるインド太平洋地域へのアプローチとして第1に指摘できるのが、2国間および多国間での連携を通じた、海洋安全保障分野におけるプレゼンスとパートナーシップの強化である。2013年12月に発表された「国家安全保障戦略について」では、海洋国家としての日本が、各国と緊密に連携しつつ、法の支配に基づく「開かれ安定した海洋」秩序の維持・発展に向け、「主導的な役割を発揮」していくことが目標の1つとして掲げられている[18]。同時に発表された新たな防衛計画の大綱でも、同様の観点から、「我が国周辺以外の海域におけるさまざまな機会を利用した共同訓練・演習の充実等、各種取組を推進する」ことが掲げられている[19]。

特に近年防衛省は、東南アジアの海域沿岸国家やオーストラリア、インドといった海洋アジア諸国への自衛隊の寄港や演習を通じて、それらの国々との海洋分野における連携の強化を図っている。2016年2月には海上自衛隊のP-3C哨戒機が前年5月の訪問に続きベトナム中部のダナンを訪問し、ベトナム海軍との間でP-3Cの使用を想定した初の捜索救難合同図上演習を実施した。また3月には海上自衛隊の掃海母艦うらがと掃海艇たかしまが、およそ3年半ぶりに マレーシアのクラン港に寄港したほか、翌月には護衛艦ありあけと護衛艦せとぎりが、ベトナムのカムラン湾に初めて寄港した。同湾には5月にも海上自衛隊の掃海母艦うらがと掃海艇たかしまが寄港したほか、米海軍の艦船も10月にベトナム戦争後初となる寄港を行っている。

同様に、2016年4月、海上自衛隊の護衛艦ありあけ、護衛艦せとぎり、および潜水艦おやしおを含む外洋練習航海部隊が、約15年ぶりにフィリピン・ルソン島のスービック湾に入港し、その後も護衛艦などが複数回同湾を訪れた。また海上自衛隊は2016年4月にはマレーシア海軍、8月にはインドネシア海軍、そして9月にはフィリピン海軍とそれぞれ親善訓練を行うなど、東南アジア海域において活発な活動を行っている。またこうした寄港や訓練に併せて、インドネシアやフィリピン、ベトナムといった国々との防衛当局間の2国間会談・協議の数も、年々増加する傾向にある。

海洋における自衛隊の活発な活動はインド洋にも及んでいる。2016年1月から3月にかけてインドのベンガル湾で行われたインド海軍主催の国際観艦式には、海上自衛隊の護衛艦まつゆきが参加した。さらに海上自衛隊は、2016年8月と12月にインドのムンバイ西方海域とゴア西方海域でそれぞれインド海軍と親善訓練を行ったほか、同年3月、4月、5月、7月および12月にスリランカ海軍との間で親善訓練を行うなど、同国との防衛交流を急速に活発化させている。これらの親善訓練の多くは、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処のために派遣された護衛艦部隊によって実施された。2016年11月、日本は、海賊対処行動の態勢について、護衛艦による民間船舶の直接護衛の所要が減少している傾向を踏まえ、護衛艦を2隻から1隻に減らした上で、同活動の1年間の延長を決定した。7月に開催された日印防衛相会談では、米印海軍の共同訓練「マラバール」を、次回以降、日本を加えた3カ国訓練として実施することが決定された。同訓練は2015年10月にも日本を交えてベンガル湾で行われており、インド洋における自衛隊のプレゼンスは、漸進的

に強化されつつある。上記の日印会談では、日印防衛当局間で海洋安全保障について議論を行う「海洋戦略協議」の新設を探求することも合意された[20]。

さらに、日本は2016年4月に行われたオーストラリアとの共同訓練で初めてオーストラリアに潜水艦を派遣するなど、同国との海洋安全保障協力のさらなる深化を図っている。2016年4月、オーストラリア政府は将来潜水艦の建造計画に、フランス政府系造船会社DCNSを国際パートナーとして選定したと公表し、日本側が提案していたそうりゅう型潜水艦をベースとする共同開発・生産は採用されなかった。もっとも、翌月には豪海軍艦艇が訪日し、海上自衛隊との間で共同訓練が行われたほか、その後米国を含む各種訓練も例年どおり行われるなど、日豪は強固な安全保障上の関係を維持している。7月に日米豪の閣僚級戦略対話（TSD）がおよそ3年ぶりに開催されたのに続き、8月には稲田朋美防衛大臣とマリース・ペイン豪国防大臣の会合も開催され、日豪防衛協力をさらに強固に進展させていくことが確認された。さらに9月には日豪首脳会談が行われ、日豪および日豪米の安全保障・防衛協力の強化を一層促進していくことが両首脳間で合意された[21]。同月開催された日豪外相会談では、自衛隊とオーストラリア軍の物資融通を取り決めた日豪ACSAの見直しが明らかにされたほか、共同運用や訓練を円滑化する協定の早期妥結に向け、両国が引き続き緊密に協議していくことが確認された[22]。

こうした2国間での連携の強化に加えて、日米豪をはじめとした3国間を含む「ミニラテラル」と呼ばれるアプローチも増えている。例えば、前述のインドで開催された国際観艦式に参加する途上、シンガポールからインドに至る海域で、日米豪3カ国の艦隊は巡航訓練を行ったほか、同年4月にはインドネシア近くの海空域で同じく共同の巡航訓練を実施している[23]。さらに同年8月には、日米豪にカナダと韓国を加えた海上での共同訓練も実施され、自衛隊からは護衛艦ひゅうがが参加し、通信訓練、戦術運動、捜索救難訓練などが行われた[24]。同様に、9月にはグアムからオーストラリアのダーウィンに至る海域において、日豪加共同

海外巡航訓練が行われ、対潜戦、対空戦、射撃訓練、戦術運動などが実施された[25]。

さらに、海上自衛隊は4月に開催されたインドネシア海軍主催の訓練「コモド2016」および同国主催の国際観艦式に参加するなど、多国間の海洋安全保障に向けた取り組みにも精力的に参加している[26]。2016年5月にブルネイからシンガポールに至る海域で開催された、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の海洋安全保障実動訓練に対し、海上自衛隊は護衛艦1隻に加え参加国中3番目の規模となる人員360名を派遣し、各国との連携の下、立入検査や船団護衛、捜索救難訓練などを行った。さらに海上自衛隊は米軍主催の「パシフィック・パートナーシップ2016」（6～8月）や、同じく米軍が主催する「環太平洋合同演習（RIMPAC）2016」（同）、そしてオーストラリア海軍主催「カカドゥ16」（9月）といった、定期的に開催されている多国間の海上訓練にも輸送艦や護衛艦を派遣している[27]。「パシフィック・パートナーシップ2016」開催中には、米海軍の病院船と海上自衛隊の輸送艦による南シナ海での共同巡航が、また「RIMPAC 2016」開催中には、日本からハワイまでの航程において、日本、米国、インド、インドネシア、およびシンガポールによる巡航訓練も行われている[28]。

このように、近年、海洋安全保障の重要性が増すのに伴い、海上自衛隊はその活動量を急速に増加させている。また、こうした海上自衛隊の活動量の増加を担保するために、防衛省は2013年12月の中期防衛力整備計画によって定められた護衛艦や潜水艦の整備目標などの早期達成を図るとともに、海上自衛隊の予算や実員を漸進的に増やしている。2016年度の防衛関係費のうち、海上自衛隊に配分された予算は前年比5.3%増の1兆1,954億円であった[29]。また、2016年12月に発表された平成29年度予算案における海上自衛隊の予算については、前年度のようなまとめ買いがなかったこともあり、伸び率こそマイナス3.4%と減少しているものの、3,000トン級の新型潜水艦の建造のほか、護衛艦9隻および潜水艦9隻に艦齢延伸措置を実施することも決定された[30]。

さらに近年では海上自衛隊のみならず、海上保安庁もインド太平洋地域における各国との協力に力を入れている。2016年1月には、海上保安庁とインド沿岸警備隊が原則として毎年実施してきた日印海上保安機関長官級会合がインド・デリーにおいて開催されるとともに、海上保安庁とインド沿岸警備隊の船艇・航空機が参加する連携訓練が、インド・チェンナイ沖にて実施された[31]。同年7月には海上保安庁の巡視船がベトナム・ダナン港に寄港したほか、海上保安庁とフィリピンの沿岸警備隊の間で毎年恒例となる海賊対処の共同訓練がマニラ湾で行われた。さらに10月には、インドネシアおよびインドの海上保安機関との間で、合同訓練も開催されている。こうした多層的な協力を通じて、日本は海洋アジア諸国とのパートナーシップを強化するとともに、地域におけるプレゼンスの向上を図っている。

(2) パートナー国の能力の向上

安倍政権による戦略地平の拡大に関する第2のアプローチとして、防衛省による能力構築支援などを通じた、パートナー国の能力の向上に向けた取り組みが挙げられる。2014年4月にそれまでの武器輸出三原則等に代わる新たな防衛装備移転三原則を決定したことを受け、2016年2月、日本はASEAN諸国との間では初となる防衛装備品・技術移転協定をフィリピンとの間で締結した。同協定に基づき、フィリピン海軍への最大5機の海上自衛隊の航空機TC-90の移転ならびに同機に関連する同国海軍要員への教育・訓練の支援およびその維持整備分野に係る支援を日本が行うこととなった[32]。TC-90はフィリピン海軍が所有する同種の小型機と比べて航続距離が長く、同国による人道支援・災害救援(HA/DR) や輸送、海洋状況把握に活用されることが期待されている。また防衛省は、能力構築支援事業の一環として、1月にASEAN各国からの参加者に対し、フィリピンでHA/DRに関するセミナーを英国と共催で行ったほか、7月には初となる艦艇ディーゼルエンジン整備に関する能力構築支援をフィリピンで実施している。同様に、2015年12月に

開催されたインドネシアとの初の外務・防衛閣僚協議（「2＋2」）を受け、2016年3月には同国海軍を対象に、海図作成のための能力構築支援事業も実施された。

こうした日本のASEAN沿岸海域諸国へのアプローチは、近年緊張を増す南シナ海の情勢への対応という側面も持っている。特に中国は南シナ海において漁船や海警と呼ばれる海上の法執行機関による公船を用いた現状の変更を図っており、その数は地域諸国の沿岸警備部隊が保有する船舶数を圧倒的に凌駕するばかりか、年々増加している[33]。こうした海上法執行機関同士の能力の非対称性が拡大すれば、地域諸国の間で有事における海軍力の投入に向けた誘因は強まることになり、事態のエスカレーションを招きかねない。そのため、日本や周辺諸国が南シナ海の係争諸国の沿岸警備能力の向上に協力することで、中国と地域諸国との間に存在する海上法執行能力の非対称性を是正する必要性が生じている。もっとも、こうした活動を行ったとしても、中国と地域諸国の間の能力の非対称性は今後も広がり続ける可能性があり、地域諸国の沿岸警備能力の向上支援には一定の限界もある。

その意味において今後より重要となるのは、こうした南シナ海に面した国々への支援に加え、タイやラオス、ミャンマーといった大陸部のASEAN諸国へのアプローチの強化を通じて、ASEAN全体の能力を向上させることであろう。そもそも小国の集合体であるASEANは、創設以来常に大国の圧力に晒されながらも、その「中心性」や「一体性」を保つことによって、域外国との交渉能力を確保してきた。ところが近年では、南シナ海の問題をめぐり、係争国と非係争国の間で対応の齟齬が指摘されており、ASEANの一体性や中心性の維持がより困難になってきているとの指摘もある[34]。こうした中、日本が南シナ海の係争国のみならず、非係争国に対しても能力構築支援などを通じて安全保障分野での関係を強化することは、ASEANの中心性や一体性の維持という観点からも、極めて重要である。

個別のASEAN諸国に加えて、ASEAN全体の能力向上に資する協

力を推進していくという方針は、2016年11月にラオスで開催された第2回日・ASEAN防衛担当大臣会合において、稲田防衛大臣が表明した「ビエンチャン・ビジョン」でも強調されたところである[35]。同ビジョンでは、協力の方向性として、海洋および航空分野における国際法の認識促進、情報収集・警戒監視・捜索救難能力の向上、その他多分野にわたるASEANの能力向上支援が掲げられている。そのために、能力構築支援、防衛装備・技術協力、訓練・演習といった多様な手段を組み合わせた実践的な協力を進めていくことを、同ビジョンはうたっている。

実際のところ、防衛省は近年海洋ASEAN諸国のみならず、大陸ASEAN諸国へのアプローチも強化している。2016年2月、防衛省はラオス人民軍に対する初の能力構築支援事業として、災害対処に関するセミナーを開催したほか、同年7月から8月にかけてはHA/DR分野における捜索・救助・救護に係る現地指導を実施した。11月には日本の防衛大臣として初めて稲田防衛大臣がラオスを訪問し、能力構築支援の推進に加え、防衛当局間の局長級協議の立ち上げや、軍種間交流の強化を提案するなど、同国との防衛交流は近年急速に進展している。また2016年4月および5月には、タイの国防省関係者に対して国際航空法および飛行の安全に関する能力構築支援がそれぞれ実施された。6月に開催された日タイ防衛相会談では、演習への参加や陸軍・陸上自衛隊間のスタッフトークスの立ち上げなどを通じて、2国間の防衛協力をさらに強化していくことも確認された[36]。さらにミャンマーでは、2016年3月に2回目となる自衛隊によるHA/DR分野に関するセミナーが開催されたほか、同年6月には中谷元・防衛大臣とアウン・サン・スー・チー・ミャンマー国家最高顧問兼外相との会談がもたれ、

両氏はHA/DRの分野に関する自衛隊による能力構築支援や、教育交流の継続的な強化について合意した。防衛省によると、スー・チー最高顧問が他国の防衛大臣と会談するのはこれが初めてとのことであった[37]。

ASEAN全体の能力向上に向けた取り組みの１つとして挙げられるのが、ADMMプラスHA/DR専門家会合（HA/DR・EWG）における、災害救援活動の標準作業手続書（SOP）作成に向けた協力である。これまでも、ASEANには災害対処時の対処要領や連絡手段などを定めたSOPが存在していたが、防衛当局間のSOPは存在していなかった。これを受けて2014年4月、日本はラオスと共にHA/DR・EWGの共同議長国に就任して以降、同EWGでの議論などを通じてSOPの作成に取り組んできた。その結果、2016年5月には初のADMMプラス・SOPが完成し、同年9月に防衛医学専門家会合（MM・EWG）との共催によりタイで開催されたADMMプラスHA/DR・防衛医学実動演習において、同SOPが検証された。同年12月のHA/DR・EWG会合においてSOPは完成し、2017年以降、ASEAN災害救援標準作業手続書（SASOP）の附属書となる予定である。同SOPはその実効性の向上や各国への周知度の徹底といった点において多くの課題を残しているものの、こうした協力を継続することは、ラオスをはじめとしたASEAN全体の災害対処能力の向上にもつながるものであり、ひいてはASEANの一体性や強靱性の向上にも資するものといえる。

（3）規範や原則の共有

インド太平洋諸国に対する安倍政権の第3の取り組みは、航行の自由や紛争の平和的解決、法の支配の尊重といった、規範や原則の共有である。安倍首相は2014年5月の第13回IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）における基調講演で、①国家は法に基づいて主張すべきこと、②主張を通すために力や威圧を用いないこと、そして③紛争解決には平和的収拾を徹底すべきこと、を柱とした「海における『法の支配』」3原則を提唱した[38]。同方針に従い、外務省は2015年より国内外の海

洋法の専門家を招いて海洋法に関する国際シンポジウムを開催している。外務省はまた、2016年7月12日にオランダ・ハーグの仲裁裁判所が南シナ海に関する最終的な仲裁判断を下した直後、同仲裁判断が最終的かつ紛争当事国を法的に拘束するものであるとする見解を発表し、当事国である中国とフィリピンが同判断に従うことを求めた[39]。

こうした外務省による取り組みに加え、近年では防衛省も、地域諸国との規範や原則の共有に向けた役割を積極的に担うようになっている。2015年5月に開催された第14回シャングリラ会合のスピーチで、中谷防衛大臣は安倍首相による海における法の支配3原則を紹介した上で、「地域の海と空における共通のルールと法規の普及」を含む「シャングリラ・ダイアログ・イニシアティブ」(SDI)を提案した[40]。中谷防衛大臣はSDIを2016年6月の第15回シャングリラ会合においても再び強調し、「南シナ海行動宣言」(DOC)の履行および「南シナ海行動規範」(COC)の早期締結への期待を示すとともに、米軍による南シナ海での航行の自由作戦および仲裁を含む国際法に基づく問題の平和的解決について支持を表明した[41]。

そうした取り組みの具体例として、防衛省が能力構築支援事業の一環として進めている国際航空法に関するセミナーの実施が挙げられる。前項で触れたタイに加え、すでに防衛省はこの種のセミナーをインドネシア、フィリピン、マレーシア、そしてベトナムにも実施している。2016年4月にタイで開催されたセミナーでは、タイ空軍大学やタイ国防大学において、それぞれ100名および180名ほどのタイ軍関係者とASEAN諸国からの留学生などを前に、航空法の歴史と概要、公海上空飛行の自由原則および防空識別圏概要などについて自衛隊関係者がブリーフィングを行った。セミナーに参加した防衛省関係者によれば、同テーマに対するタイ軍関係者の関心は高く、活発な質疑応答が行われたという[42]。前述のビエンチャン・ビジョンでは、今後防衛省が、国際航空法のみならず海洋法も含めた国際法の実施に向けた認識の共有を促進していくことが明らかにされた[43]。

タイ国防大学での国際航空法セミナーの様子
（写真提供：防衛省）

また2014年の西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）で採択された、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」（CUES）の普及も、重要な取り組みの１つである。海上自衛隊は、2015年５月および6月に開催されたフィリピン海軍との訓練や、2015年８月および2016年４月に開催されたマレーシア海軍との訓練においてCUESを適用するなど、その普及に力を注いでいる。前述のインドネシア海軍主催による「コモド2016」終了後には、WPNS加盟およびオブザーバー国の19カ国の大尉級若手士官が海上自衛隊の護衛艦いせに乗船し、インドネシアからフィリピンまで航海する「WPNS2016シップライダー・プログラム」も開催された。同プログラムでは、洋上でセミナーが開催され、法の支配や海洋安全保障が議論された[44]。

またCUESは、2016年５月に開催されたADMMプラスの海洋安全保障実動訓練においても適用されたほか、インドが主催するインド洋海軍シンポジウム（IONS）においてもその適用が検討されるなど、国際的な海上規範として徐々に広がりを見せつつある[45]。同年９月には中国とASEANの間で南シナ海にCUESを適用することが合意されている。さらに、中国は米国との間でCUESを適用して海上の危機回避を図るための演習を行っており、将来的には海上自衛隊と中国海軍との間でも同様の訓練が実施されることが考えられる。またマレーシアやシンガポールなどは、CUESの適用範囲を現行の海軍船だけでなく、海上の法執行機関などの船舶にも拡大することを提案している[46]。

このように、国際的な規範や原則の推進は、外務省だけでなく、防衛省が進める各国との防衛交流・協力においても主要な課題の１つとなっ

ている。このことは、平時における防衛アセットの外交的使用を意味する「防衛外交」が、近年の国際関係においてその重要性を急速に増していること、またそうした防衛外交の目標が、各国との交流や信頼醸成の促進にとどまらず、規範や原則の共有といった、より高次の外交目標にまで及ぶ可能性があることを示唆している。すでに ASEAN を含む多くのインド太平洋諸国において、法の支配や人権および民主化の促進が共通の規範や目標となりつつあることを踏まえれば、今後は航空法や海洋法のみならず、例えば軍の民主化支援といった課題も、防衛省が推進する能力構築支援事業の案件として浮上してくるかもしれない。そうした取り組みを行う上で、能力構築支援において長年の実績のある米国やオーストラリアをはじめとした、価値観を共有する国々と協力していくことが、ますます重要になるであろう。

3　さらなる戦略地平の拡大に向けて

（1）多様性への配慮

今後、日本がインド太平洋地域へと戦略地平を拡大していく上で、どのような課題が存在するのだろうか。そのことを考える際の前提となるのが、歴史、文化、経済発展の度合いや、国内の政治体制の違いといった、地域諸国の多様性である。例えば、一言で ASEAN といっても、人口において ASEAN 全体の 4 割を占め、GDP においても全体の約 36% を占めるインドネシアや、1 人当たり GDP において日本をしのぐシンガポールのような国、そして、GDP の ASEAN 全体に占める割合が 1% にも満たないブルネイ、カンボジア、ラオスといった国々との間では、極めて大きな経済格差が存在する。また、これらの国々はいずれも、仏教やイスラム教、キリスト教など宗教の多様性に加え、マレー系、中華系、インド系など民族的にも多様であるという特徴を持っている。さらに政治体制についても、ベトナムやラオスは 1 党独裁の社会主義体制を維持しており、他の多くの国も民主化の途上にあるか、あるい

は立憲君主制ではあるものの国王が実質的には国政全体を掌握しているブルネイのような国もある。

各国の対米・対中政策も多様である。ASEAN 諸国の中でも、南シナ海で領土問題を抱えるベトナムは近年中国との対決姿勢を強め、米国をはじめとした域外諸国との関係を強化しているのに対し、タイやカンボジアといった非係争国は近年中国と軍事的に接近している。また中国はASEAN 諸国にとってだけでなく、オーストラリアやインドにとっても最大の貿易相手国であり、これらの国々に対する中国の直接投資も近年急増している。そのため、これらの国々は米中のどちらかを選択することよりも、米国や日本との関係を強化することで中国の台頭を牽制しつつ、他方で中国との政治的・経済的結びつきを強化することで、経済成長の果実を得ようとしている。

こうした地域諸国の種々の多様性に加え、政治的変動のリスクも考慮に入れなくてはならない。例えば、フィリピンは南シナ海の問題を背景に米国と防衛協力強化協定（EDCA）を結ぶなど、近年米国との関係を強化してきたが、2016 年６月の選挙でロドリゴ・ドゥテルテ大統領が就任すると、米軍との演習の停止や米軍駐留の拒否を発表し、中国やロシアとの関係を重視する姿勢を打ち出している。また同年８月にはタイで国民投票が行われ、軍政下における新憲法が承認された。これにより、民政復帰への道筋がついたとされる一方で、５年間の経過措置として、上院議員 250 人のうち６人は陸海空各軍司令官など軍および警察首脳が兼務し、残りは軍政が任命することが規定されるなど、軍の権限が強化されたとの見方も出ている[47]。またミャンマーでは民主化に向けた動きが進む一方で、カンボジアではフン・セン首相率いる与党が野党を含む反体制派への弾圧を強化するなど、政情不安が続いている。

こうした国々と比較して、オーストラリアやインドといった民主主義国家の政治情勢は比較的安定しているものの、指導者の交代によって対外政策や対日政策に微妙な変化が生ずる可能性がある。例えば、日豪の潜水艦協力に向けた動きは安倍首相と親日家と目されていたトニー・

アボット首相との良好な関係の下で進められたが、2015年9月に突如としてオーストラリアの政変によりアボット首相が退陣したことが、潜水艦協力が挫折する一因になったとの報道もある。近年の良好な日印関係もまた、対米関係や対日関係を重視するナレンドラ・モディ首相の個人的なイニシアティブによるところが大きいといわれているが、同首相が退陣した後も良好な関係が続くかどうかは未知数である。こうした首脳間の個人的信頼関係に基づく協力を越えた関係を構築する上では、「2+2」会合の開催や各種協定の締結などにより、2国間の安全保障関係を一層制度化していく必要がある。

一方、日本国内では、中国を念頭に各国との戦略的パートナーシップを、条約を伴う公式の「同盟」に発展させたり、海洋諸国間による「連合」を形成したりすべきという議論がある。こうした動きは将来の可能性として完全には排除できないものの、地域の多様性を踏まえれば、現時点では現実的ではないばかりか、海洋アジアと大陸アジアの分断を固定化する危険性もある。むしろ、地域が抱えるさまざまな問題に対処するためには、価値観を共有する国々との連携を深めつつ、中国を含む地域諸国との間で、非伝統的な安全保障分野を含む機能主義的な協力を積み重ねていくことが現実的であろう。地域にはすでにADMMプラスやASEAN地域フォーラム（ARF）といった多国間の枠組みが存在するが、こうした多国間の協力を補完するものとして、海洋の安全保障や能力構築支援といった分野でミニラテラルな協力を推進していくことも有益である。さらに、テロ対策や国造り支援といった分野では、地域内での協力にとどまらず、グローバルな協力を各国と進めていくことも重要である。

（2）国内外の態勢の強化

上記の目標を達成するために、日本としては国内外の態勢を強化することで、諸外国とのより有機的な連携の強化を図る必要がある。前節で見たように、海上自衛隊は、対外的な安全保障協力を強化する上

でこれまでも主要な役割を果たしてきており、今後もその人員および装備の増強は急務である。また現状では、海上自衛隊が長期間にわたり海外で活動するためのインフラが必ずしも十分ではないという率直な意見もある[48]。そのため、海上自衛隊の海外活動をより効果的・効率的に支える後方支援体制の在り方について、地域の特性や政治状況に十分に配慮しつつ海外拠点の整備を含めて検討する必要があるだろう。

また、日本国内で対外的な政策に関わるアクター間の連携を一層強化していく必要もある。例えば、パートナー国の能力の向上に携わっているアクターには、外務省や防衛省、海上保安庁だけでなく、国際協力機構（JICA）をはじめとする独立行政法人や、人材育成を行う民間の機関なども含まれる。また防衛省も、国際政策課が主担当の能力構築支援だけでなく、アフリカやインドの国際平和維持訓練センター（PKO センター）への講師派遣のほか、PKO 施設部隊の装備品（重機）や操作要員の不足の解消を目的に 2015 年より開始された「国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト」への講師派遣など、人材育成に関する広義の能力構築支援活動を展開している。これら多様なアクターによる途上国の能力構築支援をより有機的に連携させ強化することで、戦略的かつ効率的な目標の達成が容易になるだろう。

対外的にも、戦略的利害や価値観の一致する各国との連携を通じて、パートナー国の能力の向上や規範と原則の共有を図っていくことが日本に求められている。東南アジアへの能力構築支援は日本だけでなく、米国をはじめとした欧米諸国によっても行われている。しかし、現状ではそれぞれが提供する支援内容に重複が多く、また国によって重視する分野や方針も異なることから、各国間の調整が十分機能しているとはいえない。各国の強みや弱みを踏まえつつ、多国間でのより効率的な能力構築支援を提供できるような枠組みを強化するためには、関係諸国とのより緊密な協議が必要である。日本はすでに米豪との間で能力構築支援に関する協議を進めているほか、2016 年１月には、英国との間でも東南アジア諸国の軍隊の能力構築支援で連携していくことが合意された[49]。

今後は既存の協力体制を効率化するための協議や調整機能を着実に整備するとともに、協力体制そのもの拡充するために韓国やインドなども含んだミニラテラルの枠組みの構築を追求することも有効であると考えられる。

さらに、こうした対外的な協力の基盤となり得る人材の育成や交流、派遣も重要な課題である。防衛省はこれまで、自衛隊の幹部学校や防衛研究所をはじめとする教育機関への留学生の受け入れや、各国国防大学などへの留学生の派遣などを通じて、自衛隊と各国軍の人的交流を強化してきた。また近年、防衛省は各国に赴任する防衛駐在官の派遣体制を強化しつつある。2014年度には、アフリカ7カ国（アルジェリア、エチオピア、ケニア、ジブチ、ナイジェリア、南アフリカ、モロッコ）に防衛駐在官を新規に派遣した[50]。2015年度には、オーストラリアとインドにおいて防衛駐在官の陸海空3人体制が確立された。それまでに3人以上の防衛駐在官が配置されていたのは米国、中国、韓国そしてロシアの4カ国だけであったことを考えれば、こうした変化も安倍政権がインド太平洋地域を重視していることの表れといえるかもしれない。

また自衛官だけでなく内局職員などの交流も進んでいる。2013年から防衛省国際政策課能力構築支援室による豪国防省職員の長期受け入れが始まり、2015年には防衛省からオーストラリア国防省への短期間の派遣も初めて行われた。これらは他省庁への単なる研修目的出向というよりは、赴任先の省庁の職員として働くもので、相手国の政策決定に対する理解の促進や、より緊密な情報交換といった効果が期待されている。

このように、インド太平洋諸国の国防当局・機関との人的交流は着実に進みつつあるが、さらに強化するための課題が残されている。例えば、防衛省が各教育・研究機関などへ受け入れている留学生の内、約半数をASEAN諸国からの留学生が占めているが、これらの国々に派遣される防衛省からの留学生は少数であり、その多くが欧米諸国に留学している。またASEAN諸国にはブルネイ、カンボジアおよびラオスを

除いて防衛駐在官が各１名ずつ配置されているが、これらの国々の重要性を考えた場合、今後増員していくことも考えられるであろう。日本として戦略地平を拡大するためには、戦略的な観点から人的資源を適切に配分・活用していくことも、重要な課題の１つといえよう。

解説　戦略地平の拡大と防衛装備・技術協力

2014年4月に「防衛装備移転三原則」が策定されて以降、政府は防衛装備・技術協力を相手国との相互運用性の向上および他国の能力の向上を通じた、諸外国との安全保障協力の強化に向けた主要な一手段として位置付け、その積極的な推進を図っている。2014年7月、日本はオーストラリアとの防衛装備品・技術移転協定に署名すると、その後同様の協定をフランス（2015年3月）、インド（同年12月）、そしてフィリピン（2016年2月）とも締結した。さらに日本は、各種セミナーや会合の機会を活用してASEAN諸国に対して装備品の紹介などを行うほか、関心の高い国々とそれぞれ個別の協議を継続している。

また、こうした協力を強化するための国内における体制整備も急速に進められている。2015年10月に防衛装備庁が発足し、それまで内局や各幕、技術研究本部などに細分化されていた防衛装備品の取り扱いに関する業務を行う組織・部署が統合された。防衛装備庁は、運用ニーズを踏まえて防衛装備品の最適な取得を実現するために、ライフサイクル全体（構想、研究開発、量産取得、維持整備など）を通じてコストやスケジュールを管理するほか、諸外国との交渉・協議・調整などといった対外的な窓口としての機能に加え、海外移転に関する制度の検討・整備や技術管理といった役割を担うことが期待されている。

もっとも、日本の防衛装備・技術協力は途に就いたばかりである。特に防衛装備品の国際市場における認知度や、他国のニーズなどに関する情報収集能力、民間企業が有する海外移転に関するノウハウ、海外で装備品を生産・運用・維持・整備する体制、および研究開発の予算などにおいて、日本は諸外国と比べ著しく後れを取っている。また、防衛装備品の海外移転には常に技術流出のリスクが伴う。

こうした点を踏まえ、2016年8月に発表された「防衛装備・技術政策に関する有識者会議」の報告書は、国際的な防衛装備・技術協力の分野で今後重点的に検討すべき項目として、①日本の防衛装備・技術に係る情報発信の強化、②防衛装備品の移転のみではなく、維持整備の教育や運用面の支援などと連携したパッケージでの防衛装備・技術協力の推進、③諸外国における装備品の海外移転や、日本のインフラ輸出事例を参考にした国際装備協力の推進、④防衛装備・技術協力実現のための情報

収集などの実施、⑤技術管理体制の強化・知的財産管理体制の検討を挙げた。報告書はまた、日頃から防衛装備庁が関係省庁や民間企業、シンクタンクなどとの連携を緊密に図ることで、オールジャパンの体制を構築し、官民が一体となった防衛装備・技術協力を進めていくことを提言している。

防衛装備移転三原則において明記されたように、日本の防衛装備・技術協力は経済的なメリットを求めた輸出振興ではなく、平和貢献・国際協力の推進と日本の安全保障の推進を目的とした戦略的意味合いを有する。そのことを踏まえれば、防衛装備品の移転や技術協力に伴うリスクやコストを十分考慮に入れつつも、企業に対する財政面での支援や情報提供などを含む政府主導のバックアップ体制を一層充実することが求められるであろう。また、既存の防衛装備品の輸出に加え、初めから海外展開を考慮した生産体制の構築なども視野に入れる必要がある。防衛装備・技術協力が日本の戦略地平の拡大の主要なツールとなるためには、依然として多くの課題が残されている。

(注)

1) Malcolm Scott and Cedric Sam, “China and the United States: Tale of Two Giant Economies,” *Bloomberg*, May 12, 2016.
2) International Monetary Fund (IMF), “World Economic Outlook Database,” IMF website.
3) 防衛省資料「中国の 2016 年度国防費」。
4) Office of the Secretary of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2016*, 2016, pp. 63-65.
5) 『日本経済新聞』2016 年 5 月 31 日。
6) 外務省「最近のインド情勢と日インド関係」2017 年 1 月。
7) *ASEAN Statistical Yearbook 2014*, July 2015, p. 37.
8) 三菱総合研究所「(3) ASEAN 経済　ASEAN 経済の実力」2016 年 6 月、3 頁。
9) 外務省「『二つの海の交わり』Confluence of the Two Seas」2007 年 8 月 22 日。
10) Shinzo Abe, “Asia's Democratic Security Diamond,” *Project Syndicate*, December 27, 2012.
11) 外務省「開かれた、海の恵み―日本外交の新たな 5 原則―」2013 年 1 月 18 日。
12) 外務省「TICAD VI 開会に当たって・安倍晋三日本国総理大臣基調演説」2016 年 8 月 27 日。
13) 防衛省「平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱について」2010 年 12 月 17 日。
14) 外務省「共に繁栄する日本と ASEAN の戦略的パートナーシップの強化のための共

同宣言（バリ宣言）（仮訳）」2011 年 11 月。
15） 外務省「アジア新時代における日印パートナーシップ～日印グローバル・パートナーシップの戦略的方向性～（仮訳）」2005 年 4 月 29 日。
16） 首相官邸「第 49 回自衛隊高級幹部会同　安倍内閣総理大臣訓示」2015 年 12 月 16 日。
17） The U.S. Navy, U.S. Coast Guard, and U.S. Marine Corps, *A Cooperative Strategy for 21st Century Seapower*, March 13, 2015, p. 26.
18） 内閣官房「国家安全保障戦略について」2013 年 12 月 17 日。
19） 防衛省「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について」2013 年 12 月 17 日。
20） インド国防省・日本防衛省「共同プレスリリース（仮訳）」2016 年 7 月 14 日。
21） 外務省「日豪首脳会談」2016 年 9 月 7 日。
22） 外務省「日豪外相会談」2016 年 9 月 19 日。
23） 海上幕僚監部「インド海軍主催国際観艦式への参加及び日米豪共同海外巡航訓練の実施について」2016 年 1 月 14 日；同「日米豪共同海外巡航訓練の実施について」2016 年 4 月 20 日。
24） 海上幕僚監部「日米豪韓加共同訓練の実施について」2016 年 8 月 10 日。
25） 海上幕僚監部「日豪加共同海外巡航訓練の実施について」2016 年 8 月 26 日。
26） 海上幕僚監部「インドネシア海軍主催多国間共同訓練『コモド 2016』及びインドネシア海軍国際観艦式への参加について」2016 年 4 月 5 日。
27） 防衛省国際政策課「パシフィック・パートナーシップ 2016　結果概要」2016 年 10 月 3 日；海上幕僚監部「豪州海軍主催多国間海上共同訓練（カカドゥ 16）への参加について」2016 年 8 月 26 日。
28） 海上幕僚監部「平成 28 年度米国派遣訓練（RIMPAC2016）への参加について」2016 年 6 月 7 日。
29） 防衛省「我が国の防衛と予算　平成 28 年度予算の概要」2016 年 3 月 30 日、48 頁。
30） 防衛省「我が国の防衛と予算　平成 29 年度概算要求の概要」2016 年 8 月 31 日。
31） 海上保安庁「日印海上保安機関長官級会合・連携訓練の開催について（結果概要）」2016 年 1 月 19 日。
32） 防衛省「日比防衛相電話会談の実施について」2016 年 5 月 28 日。
33） Center for Strategic and International Studies, “Are Maritime Law Enforcement Forces Destabilizing Asia?”
34） Mathew Davis, “ASEAN Centrality Losing Ground,” *East Asia Forum*, September 4, 2016.
35） 防衛省「第 2 回日 ASEAN 防衛担当大臣会合（概要）」2016 年 11 月 16 日。
36） 防衛省「日・タイ防衛相会談共同プレスリリース」2016 年 6 月 7 日。
37） 防衛省「大臣臨時会見概要」2016 年 6 月 6 日。

38) 外務省「第13回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアローグ）安倍内閣総理大臣の基調講演」2014年5月30日。

39) 外務省「南シナ海に関するフィリピンと中国との間の仲裁（仲裁裁判所による最終的な仲裁判断）（外務大臣談話）」2016年7月12日。

40) 防衛省「第14回シャングリラ会合大臣スピーチ　全体会合2『アジアにおける安全保障協力の新しい形』」2015年5月30日。

41) 防衛省「シャングリラ会合2016　大臣スピーチ　全体会合2『アジアにおける軍事競争の管理』」2016年6月4日。

42) 防衛省関係者へのインタビュー、2016年10月11日。

43) 防衛省「第2回日ASEAN防衛担当大臣会合（概要）」2016年11月16日。

44) 海上幕僚監部「西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）加盟国士官等に対する次世代士官交流プログラム（WPNS2016シップライダー・プログラム）の開催について」2016年4月12日。

45) “Joint Statement on the Application of the Code for Unplanned Encounters at Sea in the South China Sea,” September 1, 2016.

46) “Malaysia Calls for Expanded Use of CUES in South China Sea,” *IHS Jane's 360*, December 3, 2015; “Suggests Interim Solution to South China Sea Dispute,” *Channel NewsAsia*, March 1, 2016.

47) 『朝日新聞』2016年8月7日。

48) Keitaro Ushirogata, “Japan's Commitment to Indian Ocean Security: A Vitally Important Highway, but Risks of Strategic Overextension?” in David Brewster eds., *Indo-Pacific Maritime Security: Challenges & Cooperation*, National Security College, Crawford School of Public Policy, ANU College of Asia & the Pacific, July 2016, p. 64.

49) 防衛省「日英防衛相会談結果概要」2016年1月9日。

50) 防衛省編『平成27年版防衛白書』2015年、244頁。

第8章担当：佐竹知彦